

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 1 8 年第 1 回有田川町議会臨時会)

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

午前 9 時 3 0 分開議

於議場

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 1 号 有田川町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 2 号 有田川町地域振興基金条例の制定について

日程第 4 議案第 3 号 和歌山地方税回収機構の設立について

日程第 5 議案第 4 号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について

日程第 6 議案第 5 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について

日程第 7 議案第 6 号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第 8 議案第 7 号 有田川町教育委員会委員の任命について

日程第 9 議案第 8 号 有田川町教育委員会委員の任命について

日程第 10 議案第 9 号 有田川町教育委員会委員の任命について

日程第 11 議案第 10 号 有田川町教育委員会委員の任命について

日程第 12 議案第 11 号 有田川町教育委員会委員の任命について

日程第 13 議案第 12 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 14 議案第 13 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 15 議案第 14 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 16 議案第 15 号 有田川町公平委員会委員の選任について

日程第 17 議案第 16 号 有田川町公平委員会委員の選任について

日程第 18 議案第 17 号 有田川町公平委員会委員の選任について

日程第 19 議案第 18 号 有田川町監査委員の選任について

日程第 20 議案第 19 号 有田川町監査委員の選任について

日程第 21 選挙第 3 号 有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙

日程第 22 選挙第 4 号 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

日程第 23 選挙第 5 号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙

日程第 24 選挙第 6 号 有田郡少年センター事務組合議会議員の選挙

日程第 25 議会広報編集特別委員会の設置について

日程第 26 下水道事業対策特別委員会の設置について

- 日程第 27 風力発電設置特別委員会の設置について
日程第 28 国道対策特別委員会の設置について
日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件
日程第 30 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件
日程第 31 各特別委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 〇 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 ✓ 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	橋 爪 弘 典	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1 番	尾 上 武 男	26 番	森 谷 信 哉
-----	---------	------	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（19名）

町	長	中山正隆	総務課長	須佐見政人
清水行政局長	安井	督	消防長	片畑昌宙
企画課長	山崎	正行	福祉課長	東敏雄
住民課長	星田	仁志	税務課長	赤井康彦
出納室長	浜田	文男	情報管理課長	水口克將
建設課長	岩本	良憲	産業課長	東信行
地籍調査課長	山田	清美	水道課長	嶋崎篤生
下水道課長	中井	勇	教育委員	鈴間稔
教育委員	楠木	茂	学校教育課長	高垣忠由
社会教育課長	平内	竹信		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下	浩久	書記	亀井三枝子
------	----	----	----	-------

8 議事の経過

開議 13時35分

○議長（亀井次男）

ただいまの出席議員は26人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

…………… 日程第1 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、諸般の報告を行います。

町長から追加提案のありました議案について報告します。別紙のとおり2件で、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第2 議案第1号……………

○議長（亀井次男）

日程第2、議案第1号、有田川町議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第1号について、質疑をさせていただきます。2点だけ確認させていただきたいと思います。

第1点目は、今回のその政務調査費の中身で、例えば、視察なんかに行きますと、その視察の中身の報告をですね、是非、義務づける必要があると思うのですが、その点この議案の中では明確になっていないので、その点どうなのか。規則で明確にされる部分があると思いますが、その点明らかにしていただきたいのと、それから、書籍を買った場合等の領収書の義務づけもですね、この際必要になってくるんじゃないかと、このように思いますが、この2点だけよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時36分

再開 13時37分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開します。町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の質疑にお答えをしたいと思います。

もちろん、これ公費でありますので、内容と領収書は今までも、ほかは知りませんが、旧吉備議会ではとっております。それでここも、それも明確に両方については、きちっととっていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第3 議案第2号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、議案第2号、有田川町地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

議案第2号について、質疑をさせていただきます。

この基金については、使い方については、住民からのアンケートなどをもって、意見を十分に聞くということをしていただきたい、ということをお願いすると同時に、町長にもそれをお答えいただきたいと思っておりますし、例えば若い世代の子育て支援などにも使う方法などがあると思っておりますので、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

この基金については、堀江さんの意見も十分尊重しながら慎重に運用していきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第4 議案第3号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第3号、和歌山地方税回収機構の設立についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第3号、和歌山地方税回収機構の設立について、質疑をさせていただきます。細かいことになるとは思いますが、担当課長からご答弁いただいたらというように思います。

第1点目はですね、滞納している町村民税など、市町村から回収機構へ取り立ててほしいということになりますと、回収機構の方で取り立てていくということになりますから、その問題は、滞納の範囲をですね、どのように決めていかれるのか、基準っていうものが要ってくると思うんですけども、その点まず明確にしていきたいと思います。

第2点目は、想定している件数、つまりその催告書を通知している件数になると思いますが、その件数とその滞納の総額、だいたいどれぐらい見込んでおられるのか。

第3点目として、回収機構への負担金総額ですね、有田川町から出すお金、これが今現在のところの想定額は、どれぐらいになるのか。

それから、第4点目は、市町村の方で県と一緒にあって、昨年からいわゆる滞納整理強化月間というのを設けられて、県下の市町村の滞納している税などを、回収している作業が既にもう進められて、一定の成果があがっていると聞ききしてるんですが、その点把握されておられるかどうか、その点お答えいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

税務課長、赤井君。

○税務課長（赤井康彦）

議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

まず、基準ということなんですけども、滞納事案を機構に移管するに当たっては、滞納したからいきなり移管するということではなくて、大口、あるいは再三の勧告にも応じないいわゆる悪質な滞納者を対象と考えています。滞納者には、催告書を送付しているんですが、この催告書にも反応がなく、また電話催告や臨戸催告など行っても、納付意思が見られない、そういう滞納者について、機構へ移管予定通知を先に送付して、その後で移管するという事としております。できるだけ実情の把握に努めたいと考えています。

それから、件数なんですけども、現在、催告書をどのくらい送っているのかということについて、今、資料は持ちあわせておりませんので、ちょっとわからないわけです。どのくらい移管するのかということについては、今申しましたような基準で旧3町においてリストアップしてるんですけども、それはだいたい60件程度ありまして、この中でさらに検討して、20件程度を移管する予定としております。

それから、負担金につきましては、機構への運営に必要な経費は市町村が原則として応益により負担することになっております。その中で、基礎負担割額、それから処理件数割合というのがありまして、基礎負担割合については、有田川町では30万、これは人口等で区分されておりまして、その内訳は、和歌山市では100万、それからその他の市については50万円、人口2万から3万の町村については30万円、有田川町はここに該当します。それから、人口1万から2万の町村については20万円、人口1万未満の町村については10万円となっております。

それから、処理件数の割合については、1件当たり13万5,000円となっております。

あとまた、徴収実績割額というのはあるんですけども、これは、平成18年、平成19年は適用しないで、平成20年から適用という予定になっております。以上です。

（「回収機構、滞納強化月間について把握されてないのかどうか、その点だけ」と増谷憲議員、呼ぶ）

この滞納月間につきまして、実施してるんですけども、私まだかわって間がないので、その成果はどういうことということはまだ聞いておりません。以上です。

○議長（亀井次男）

はい、2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

再度、質疑をさせていただきます。

その基準の問題ですけども、まずは悪質という点では、先ほどもご答弁いただいたと

おり、何でもそういうふうにしていただきたいと思いますと思うんですが、ただその大口っていう場合ですね、大口っていう場合はどの辺を目安にするのかっていうことが出てくると思うんですよ。例えば、湯浅町なんかでお聞きしましたら、だいたい大口っていうのは100万円ぐらいをめどにされてるとお聞きしてるんですが、その点はまずどうなのか。

それからもう1点は、国保税がですね、入ってますね、今回。これは、社会保障の観点から見て、国保税をここに入れるっていうのはどうかと私は思いますが、その点いかがですか。

それから、滞納整理機構の問題、強化月間の問題ですけれども、去年の10月末の数字ですけれども、県下16市町村で92件から1億3,200万ぐらい回収してるんですね。だから、結構、成果を上げてるわけです。だから、その点から見ましてもね、こんなわざわざ負担金まで出して県下でする必要ないと思うし。そして、旧3町の収納率見ましてもね、平均97%前後の、町税ですよ。収納率あるわけですから、もう大変成績がいいと県下の市町村86%ぐらいしかないわけですから、そういう点から見ましてもね、私はあえて早急に条例化する必要ないというように思いますが、さていかがですか。

町長にお聞きしますが。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

旧3町の収納率、おっしゃるとおり90%を超えています。これやっぱり、税務課の職員の努力の成果だと思ってます。

ただ、うちでもですね、大口の件数も1件ありまして、行ってることは行ってるんですけども、なかなか職員だけでは対応しにくいという、そういう非常に残念な滞納者もあります。

そこで、おっしゃるとおり、限度額を決めて、これから課長もですね、すぐ滞納したさげ、すぐこれ間なしに、というんじゃなしに、できるだけ地元でですね、地元の職員で徴収できる努力は最大限させていただいて、それから、それに対応できない件については、やっぱり、こういうところへお任せするのが一番ええ方法ではなかろうかと思ってます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第3号について、反対の立場から討論させていただきます。

反対の第1点目の理由ですが、固定資産税、市町村民税、国保税、県民税の滞納案件を、市町村から移管して処理していきますけれども、だんだんとその滞納の中身もあいまいになってきて、結果的には財産を強制的に処理することになってしまう恐れが十分予想されます。

三重県の鈴鹿市の納税課職員が回収機構への移管を盾に中小企業の実情を無視した納税を迫るなど、地方税法の定めである滞納処分の停止、差し押さえができる財産がない場合や、財産を差し押さえることによって、生活ができなくなる場合などは、滞納処分を停止できる、こういう要件が守られていない、こういう事態が起っています。

第2点目は、先程も言いましたが、国保税を対象としています。社会保障としての国保制度の保険税を対象とすることには反対です。

3つ目は、滞納整理については、これまで取り組みの成果もあり、先程も収納率も申し上げたとおり、また滞納整理強化月間の実績もあり、そして税の徴収のための財産の差し押さえや公売は、回収機構でなくても町で十分できるものであると判断します。

第4点目は、その徴収という公権力の行使が、ややもすると、町から離れて回収機構独自の判断で進めるため、町の窓口相談が丁寧にならなくなる恐れが十分予想されます。

ですから、以上の立場から反対討論といたします。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第5 議案第4号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第4号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、採決を行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。
よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第6 議案第5号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第5号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第7 議案第6号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第6号、和歌山県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第8 議案第7号 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第8から日程第19までの人事案件については、質疑並びに討論を省かせていた

だくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑並びに討論を省かせていただきます。

日程第8、議案第7号、有田川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、鈴間稔君の退場をお願いします。

〔鈴間稔君、退場〕

○議長（亀井次男）

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第7号、有田川町教育委員会委員の任命について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。よって、本案は同意することに決定しました。

鈴間稔君の入場をお願いします。

〔鈴間稔君、入場〕

○議長（亀井次男）

ただいま任命されました鈴間稔君が議場におられますので、あいさつを許可します。

○教育委員（鈴間 稔）

鈴間稔でございます。

ただいま、議長さんのお許しをいただきましたので、お礼のごあいさつを申し上げます。

このたび、教育委員の任命につきまして、議会の皆様方のご厚情によりまして同意していただき、身の引き締まる思いでございます。本当にありがとうございます。

教育委員を拝命させていただきました。今後、身を引き締め、心機一転して、職務を全うしてまいりたいと思いますので、皆様方に今後ご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔拍手〕

…………… 日程第 9 議案第 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、議案第 8 号、有田川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第 8 号、有田川町教育委員会委員の任命について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

…………… 日程第 10 議案第 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 10、議案第 9 号、有田川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第 9 号、有田川町教育委員会委員の任命について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

…………… 日程第 11 議案第 10 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 11、議案第 10 号、有田川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、楠木茂君の退場をお願いします。

〔楠木茂君、退場〕

○議長（亀井次男）

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第10号、有田川町教育委員会委員の任命について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

楠木茂君の入場をお願いします。

〔楠木茂君、入場〕

○議長（亀井次男）

ただいま任命されました楠木茂君が議場におられますので、あいさつを許可します。

○教育委員（楠木 茂）

ただいま、同意をいただきました楠木でございます。

たいへん光栄に思っております。

これから有田川町の教育委員といたしまして、非常に課題が多い、西部地区には生徒が増加してまいります。中部地区、東部地区は、どんどん生徒数が減少を途にされております。その点につきまして、そしてまた特にへき地教育の振興、あるいは複式学級の解消、それに向けまして、全力で頑張っております。

ひとつ、よろしく願いを申し上げます。

〔拍手〕

…………… 日程第12 議案第11号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第12、議案第11号、有田川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第11号、有田川町教育委員会委員の任命について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 1 3 議案第 1 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 1 2 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第 1 2 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

…………… 日程第 1 4 議案第 1 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 1 3 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第 1 3 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

…………… 日程第 15 議案第 14 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 15、議案第 14 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第 14 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

…………… 日程第 16 議案第 15 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 16、議案第 15 号、有田川町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第 15 号、有田川町公平委員会委員の選任について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

…………… 日程第 17 議案第 16 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 17、議案第 16 号、有田川町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第16号、有田川町公平委員会委員の選任について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

…………… 日程第18 議案第17号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第18、議案第17号、有田川町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第17号、有田川町公平委員会委員の選任について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第19、議案第18号、有田川町監査委員の選任について、日程第20、議案第19号、有田川町監査委員の選任についてを一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、議案第19号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ただいま上程されました議案第18号並びに議案第19号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号は、有田川町監査委員の選任についてであります。地方自治法196条第1項の規定により、有田川町大字金屋551番地2、森本明氏を有田川町監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第19号は、有田川町監査委員の選任についてであります。地方自治法第196条第1項の規定により、旧金屋町で監査委員としてご尽力をいただいた有田川町大字長谷川1123番地、雨乞記雄氏を有田川町監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で追加議案の説明を終わります。

何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

…………… 日程第19 議案第18号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第19、議案第18号、有田川町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、森本明君の退場をお願いします。

〔森本明君、退場〕

○議長（亀井次男）

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第18号、有田川町監査委員の選任について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

〔森本明君、入場〕

○議長（亀井次男）

ただいま、任命された森本明君が議場におられますので、あいさつを許可します。

○監査委員（森本 明）

ただいま、選任の同意をいただきましてありがとうございます。

もとより浅学非才な身でございますが、一生懸命、厳しい財政事情の見張り番として頑張りますので、よろしくをお願いします。

〔拍手〕

…………… 日程第20 議案第19号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第20、議案第19号、有田川町監査委員の選任についてを議題とします。

質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

議案第19号、有田川町監査委員の選任について、本案を同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

~~~~~  
休憩 14時09分

再開 16時45分  
~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

あらかじめ1時間ほど時間延長いたしたいと思います。5時45分まで時間延長いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

1時間延長することに決定いたしました。

…………… 日程第21 選挙第3号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第21、選挙第3号、有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は、5人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名推選したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

有田周辺広域圏事務組合議会議員に、田中良知君、前〆利夫君、湊正剛君、横畑龍彦君、大岡憲治君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました5人の方々を有田周辺広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

ただいま当選されました方々が議場におられますので会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第22 選挙第4号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第22、選挙第4号、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。定数は3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名推選したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に、尾上武男君、東武史君、橋爪弘典君、以上3人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3人の方々を有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

ただいま当選されました方々が、議場におられますので会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第23 選挙第5号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第23、選挙第5号、有田聖苑事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は、3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

有田聖苑事務組合議会議員に、浦博善君、林道種君、森谷信哉君、以上3人を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました3人の方々を有田聖苑事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

ただいま、当選されました3人の方々が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第24 選挙第6号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第24、選挙第6号、有田郡少年センター事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は、1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

有田郡青少年センター事務組合議会議員に、細東正明君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました細東正明君を有田郡少年センター事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

ただいま当選されました細東正明君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第25 議会広報編集特別委員会の設置 ……………

○議長（亀井次男）

日程第25、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

有田川町議会広報の発刊及び調査についてを行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定によって、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、増谷憲君、堀江眞智子さん、東武史君、岡省吾君、浦博善君、西弘義君、森谷信哉君を指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、増谷憲君、堀江眞智子さん、東武史君、岡省吾君、浦博善君、西弘義君、森谷信哉君を選任することに決定致しました。

議長より報告します。議会広報編集特別委員会委員長から、正副委員長互選によるその結果の報告を受けていますので報告します。

委員長に浦博善君、副委員長に岡省吾君、以上の方々がそれぞれ、議会広報編集特別委員会委員長、副委員長に決定しました。

以上で報告を終わります。

…………… 日程第26 下水道事業対策特別委員会の設置 ……………

○議長（亀井次男）

日程第26、下水道事業対策特別委員会の設置についてを議題とします。

地域住民の生活向上を図る本事業を推進する上から調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定によって、10人の委員で構成する下水道事業対策特別委員会を設置することにしたいと思います。

これに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、10人の委員で構成する下水道事業対策特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、設置されました下水道事業対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、お手元に配布しております名簿の通り指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、尾上武男君、堀江眞智子さん、亀井次男君、田中良知君、湊正剛君、佐々木裕哲君、殿井堯君、林道種君、西弘義君、中山進君を選任することに決定致しました。

議長より報告します。下水道事業対策特別委員会委員長から、正副委員長互選によるその結果の報告を受けていますので報告します。

委員長に林道種君、副委員長に尾上武男君、以上の方々がそれぞれ、下水道事業対策特別委員会委員長、副委員長に決定しました。

以上で報告を終わります。

…………… 日程第 27 風力発電設置特別委員会の設置 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 27、風力発電設置特別委員会の設置についてを議題とします。

風を地域資源として生かす本事業を推進する上から調査を行うため、委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定によって、13 人の委員で構成する風力発電設置特別委員会を設置することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、13 人の委員で構成する風力発電設置特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました風力発電設置特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長において、尾上武男君、堀江眞智子さん、亀井次男君、田中良知君、湊正剛君、森本明君、横畑龍彦君、佐々木裕哲君、殿井堯君、林道種君、楠部重計君、西弘義君、中山進君を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、尾上武男君、堀江眞智子さん、亀井次男君、田中良知君、湊正剛君、森本明君、横畑龍彦君、佐々木裕哲君、殿井堯君、林道種君、楠部重計君、西弘義君、中山進君を選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 16時58分

再開 16時59分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

議長より報告します。風力発電設置特別委員会委員長から、正副委員長互選による、その結果の報告を受けていますので報告します。

委員長に湊正剛君、副委員長に西弘義君、以上の方々がそれぞれ、風力発電設置特別委員会委員長、副委員長に決定しました。

…………… 日程第 28 国道対策特別委員会の設置 ……………

○議長（亀井次男）

日程第28、国道対策特別委員会の設置についてを議題とします。

町の活性化のため緊急かつ重要である国道改修の促進に関する対策について、調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定によって、11人の委員で構成する国道対策特別委員会を設置することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、11人の委員で構成する国道対策特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、東武史君、増谷憲君、前ノ利夫君、湊正剛君、森本明君、坂上東洋士君、楠部重計君、新家弘君、竹本和泰君、橋爪弘典君、森谷信哉君を指名したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、東武史君、増谷憲君、前ノ利夫君、湊正剛君、森本明君、坂上東洋士君、楠部重計君、新家弘君、竹本和泰君、橋爪弘典君、森谷信哉君を選任することに決定致しました。

議長より報告します。当委員会から、正副委員長互選による、その結果の報告を受けていますので報告します。

国道対策特別委員会委員長に前ノ利夫君、副委員長に竹本和泰君、以上の方々が特別委員会委員長、副委員長に決定しました。

以上で報告を終わります。

…………… 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第29、議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第30 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続 ……………
調査とする件

○議長（亀井次男）

日程第30、各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各常任委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中よろしく調査お願いします。

…………… 日程第31 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第31、各特別委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各特別委員会の委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました各特別委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

本臨時会の会議に付された案件は、すべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成18年第1回有田川町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さんでございました。

~~~~~

閉会 17時05分